

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2011～2015

課題番号：23243017

研究課題名(和文) コンテンツの創作・流通・利用主体の利害と著作権法の役割

研究課題名(英文) Copyright Law and the Interests of Creators, Publishers, and Users

研究代表者

中山 信弘 (Nakayama, Nobuhiro)

明治大学・研究・知財戦略機構・教授

研究者番号：40009816

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 33,200,000円

研究成果の概要(和文)： 創作・流通・利用をめぐる環境の変化に対して現行著作権法の規定は、著作物に関わる多種多様な利害を適切に調整するためには硬直的に過ぎるとの視点にたち、著作権・著作者人格権の内容と制限に係る解釈論・立法論上の提言と、制度設計の基礎となるべき実証的・理論的な分析手法を提示した(これらの成果を論文集『しなやかな著作権制度に向けて』として刊行する予定である)。

また出版者の権利のあり方に関する政策提言、著作権と刑事罰の運用に関する共同声明、シンポジウムの開催等、社会に対する情報発信・提言を積極的に行った。

研究成果の概要(英文)： Japanese Copyright Act is too rigid to adjust the interests of the creators, authors, publishers, and users. Therefore we show some proposals about legislation and construction of copyright law and provide some empirical studies and theological analysis in our book "Toward a Flexible Copyright System (Shinayakana Chosakuken Seidoni mukete)".

In addition, we held four symposia about current copyright issues, offered a proposal about rights of publishers, and issued a joint statement about criminal enforcement and copyright law.

研究分野：知的財産法

キーワード：著作権 権利制限 著作者人格権 利用許諾 二次創作 フェアユース 実証研究 コンテンツ

1. 研究開始当初の背景

従来、コンテンツの創作と流通は出版社、音楽出版社・レコード製作会社、映画会社等が中心的な役割を果たしており、かつての著作権法は業法としての性格が強かった。しかし、近年の情報通信技術の発達と社会環境の変化は著作物の創作と利用を巡るフィールドとプレイヤーに大きな変化をもたらした。現在、コンテンツの創作・流通・利用には様々な主体が関与しているが、各主体における活動の目的は多様なものに変化している。

各主体をその活動するフィールドを基礎に分類すると、コンテンツの創作者、著作権法上の利用行為(複製、公衆送信、頒布等)を行う中間流通業者(出版社、書店、動画投稿サイト等)、最終的に有形・無形の形式で複製されたコンテンツを消費する利用者(エンドユーザー)の三者に大別される。ただし、コンテンツ分野では二次創作やブログによる情報発信等を行う生産消費者(prosumer)が登場したことにより、各主体相互の境界があいまいになりつつある部分もある。

著作権法は、著作物の創作・流通主体への権利付与(著作権や著作隣接権等)を通じてそれらの者の利益の実現手段を提供しつつ、権利の制限等により著作物の利用主体等との利害調整を図ることで、法の目的たる文化の発展を追求してきた。しかし、近年のフィールドとプレイヤーの変化により、著作権法は各主体の多種多様な利益状況に十分に対応したものではなくなっている。

2. 研究の目的

本研究は、創作・流通・利用に関わる各主体が何を求めどのように活動しているのか、その実態を計量経済学的手法を中心とした実証研究により把握し、その利益の実現・利害の調整において著作権法が果たすべき役割を具体的な立法論・解釈論と共に示すことを目的とする。

具体的には、フィールドとプレイヤーに関して特に重要な環境変化を生じている問題状況として(1) 電子出版、大学と研究者、図書館、同人活動、流通のツールというサブテーマを設定し、これらの創作・流通・利用主体の実態を実証的に分析し、(2) 著作権法の視点(A 職務著作、B 著作者人格権、C 権利制限規定、D 法的スキーム)から検討することで、実証的研究に基づいた著作権法の立法論・解釈論を提示することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は二つの軸によって構成される。第一の軸として、創作利用環境を巡る5つの具体的な問題状況(電子出版、大学、図書館、同人、流通ツール)を対象に、創作・流通・利用の実態を明らかにする。第二の軸として、

著作権法上の論点(職務著作、著作者人格権の現代的意義、権利制限規定、流通・利用のための法的スキーム)を、各サブテーマに横断的に関わる分析の視点として設定する。これら二つの軸を中核として各論的検討を進め、同時に創作・流通・利用主体を巡る全体的な問題状況と著作権法の役割についての総論的考察を行う。

具体的な検討手法としては、主に、文献調査、各主体の活動とその利害等についてのヒアリング、研究会での意見交換を用い、海外動向の調査も行う。サブテーマ・個別の論点の中でも特に重要な問題については計量経済学的手法による実証研究、漫画文化論等からの分析を行う。

4. 研究成果

本研究による主要な研究成果の概要は以下のとおりである。

(1) 出版者の権利、図書館を含むアーカイブに関する研究・政策提言

立法をめぐる議論動向に鑑み、平成24・25年度に電子出版に関する研究を重点的に行い、論文を公表するとともに、平成24年11月25日に公開セミナー「出版者の権利とその役割」を開催した。

同セミナーでの議論及び本研究の成果を踏まえて、研究代表者の中山信弘を中心に6人のメンバー(三村、福井、上野、桶田、金子)により、平成25年4月4日に出版者の権利に関する政策提言(「出版者の権利のあり方についての提言」「ナショナル・アーカイブと権利情報に関するビジョン」)を行った(提言の内容は明治大学知的財産法政策研究所ホームページに掲載)。この政策提言は、著作者・出版社・利用者の利害に対応した出版権制度の拡大と、コンテンツデータと権利情報とを合わせて集積することで商業利用にも応用可能なナショナル・アーカイブの構築という方向性を示すものであり(この点で

図書館のあり方にもかかわるテーマである)、その後の文化審議会著作権分科会出版関連小委員会での検討(金子が委員として参加)や、平成26年の著作権法改正(電子出版への対応)の基礎となった。

(2) 同人活動・二次創作

同人作品の実態と創作環境については、二次創作同人誌について、作者が積極的に許容する意思表示を行う「同人マーク」の策定への協力等を行った(流通のツール)。

また白田秀彰を中心として、キャラクターの類似性に関する一般的評価傾向の調査を行い(特に著作権に関する知識を得ると、類似性判断がより厳格になる傾向等を指摘)、この調査を基礎とし、二次創作同人誌における類似性判断の実態調査を行った。この調査結果として、白田はコミックマーケットに出店される二次創作同人誌の大半が著作権を侵害しているとの評価は誤りであるとの結

論を示している(その成果は、後述の『しなやかな著作権制度に向けて』に論文として掲載される)。

なお 2014 年 8 月のハイスコアガール事件(マンガ内でのゲームキャラクターの利用が著作権の侵害にあたるとして刑事告訴、強制捜査がされた事案)につき、同人活動も含めた今後の創作活動への悪影響の懸念から、本研究会のメンバーを中心に他の知的財産法研究者との共同の声明(『ハイスコアガール』事件について 著作権と刑事手続に関する声明)を公表した。さらに同事件と TPP(環太平洋パートナーシップ協定)による非親告罪化の二次創作への影響等について、2015 年 3 月に私立大学戦略的研究基盤形成支援事業との共同シンポジウム「著作権・表現の自由・刑事罰」を開催し、憲法適合的な著作権法の解釈のあり方や著作権法における刑事罰をめぐる立法・解釈論について議論した。

(3) 教育目的での著作物の利用

教育目的での著作物の利用の実態と著作権制度のあり方につき、今村哲也を中心として、2 回の公開シンポジウムを開催した。第 1 回(2015 年 11 月 26 日)では、初等中等教育における ICT の利活用について現状と著作権をめぐる問題状況、諸外国の状況についての基調講演が行われ、第 2 回(2015 年 12 月 23 日)では、明治大学における ICT の活用事例も踏まえて、大学における著作権問題についての活発な議論が行われた。これらの議論を通じて、権利制限規定の整備と自発的な利用許諾との関係等の問題の所在が明らかにされた。

(4) 実証研究(著作権制度・経済的・人格的利益の保護に関する意識調査)

創作者・流通事業者(出版社等)・エンドユーザーの著作権保護、著作者の人格的利益に関わる意識について、田中辰雄を中心として WEB アンケートによる意識調査を実施した。同意意識調査について、金銭的利益の重視と権利論的理解、プロ・アマなど属性に照らした分析を行い、2012 年の著作権法学会にて報告をするとともに、フェアユースをめぐる意識調査とその分析内容をまとめた論考を後述の『しなやかな著作権制度に向けて』に掲載する予定である。

(5) 著作権法の解釈論・立法論、理論と実証によるアプローチの提示(論文集『しなやかな著作権制度に向けて』)

本研究による具体的な解釈論・立法論については、私的利用(自炊代行、動画視聴サービス)に係る権利制限規定のあり方や、田中辰雄による実証等を中心に、学会発表・論文により成果を公表してきた(例えば、2013 年の著作権法学会における潮海・蘆立による報告)。これらに加えて、本研究による最終的な成果として、中山信弘を編集代表者として、論文集『しなやかな著作権制度に向けて コンテンツと著作権法の役割』を信山社より 2016 年秋に刊行する予定である。

論文集『しなやかな著作権制度に向けて』は二部構成からなる(本報告書の執筆時点では構成段階のため、下記の各論文の表題等は変更の可能性ある)。

第一部(権利の制限と利用許諾)では、現在の著作物の創作・利用に関わる環境は、現行著作権法が前提としていた状況とは大きく異なり、現行著作権法の規定は、著作物に関わる多種多様な利害を適切に調整するためには硬直的に過ぎるとの基本的な視点にたち、著作権・著作者人格権の内容と制限を検討し、解釈論・立法論上の提言を示すものである。収録予定の論文の一部とその概要は以下の通りである。

田中辰雄「ぼくのかんがえたさいきょうのちょさくけんせいど 新しい方式主義の構想」は、経済学の視点から、著作権制度のあるべき理念形として、登録をしない限り報酬請求権化すると制度設計を提案する。

前田健「著作権法の設計 円滑な取引秩序形成の視点から」は、権利内容・制限、裁定制度、利用許諾等様々制度設計の選択肢を円滑なお著作権取引秩序の形成という観点から横断的・理論的に分析し整理をするものである。

上野達弘「権利制限の一般規定 受け皿規定の意義と課題」は、権利制限の一般規定につき、その意味の理解の相違等が議論の混乱を招いたことを踏まえて、考慮要素を明示した受け皿規定として設けることの意義(裁判官の考慮要素の可視化による検証可能性の確保)を明らかにするものである。

金子敏哉「同一性保持権の侵害要件としての『著作物の改変』」は、解釈論として「著作物の改変」を、改変された表現に接する者を基準として、無体物としての著作物の改変、すなわち「改変をされていないとの誤認」を惹起する行為に限定して解釈すべきことを主張する。パロディであることが明らかな場合等、改変とその内容を正しく認識できる場合には、「著作物の改変」に該当しないと解することで、自由領域を明確に確保し、著作権と同一性保持権の関係等を明らかにしようとするものである。

今村哲也「拡大集中許諾の導入論の是非」は、英国の ECL(拡大集中許諾制度)の動向等もふまえつつ、ECL の導入によるメリット・デメリットを検討し、特に著作権法の規範の名宛人が多様化しているとの観点から、ライセンススキームの発達を促進する制度設計として ECL を評価している。

この他、私的複製、引用、アーカイブ化、教育での利用に関して、研究分担者の論考を掲載することを予定している。

第二部(著作権法における実証と理論)では、著作権法をめぐる検討の際に基礎となるべき、実証研究、理論的な分析手法に関する本研究の成果に関する論文を掲載する。

藤本由香里「アジアにおける海賊版から正規版への移行過程と、正規版契約以降の諸

問題」では、日本マンガのタイ・ベトナム・台湾等における海賊版から正規版への移行過程について、米国の通商政策を背景とする条約・法制の影響もふまえて、日本の出版社・現地出版社の対応を分析し、今後の課題について検討するものである。

白田秀彰「マンガ・アニメ・ゲーム関連同人誌における類似性に関する調査報告」は、前記(2)の調査内容をまとめた論考であり、またこれをふまえてキャラクターの著作権法上の保護のあり方に関する論考として白田秀彰「著作権法におけるキャラクターの保護と類似性」がある。

田中辰雄「クリエイターはフェアユース導入に反対か賛成か」は、前記(5)の実証分析の成果の一部をまとめた論考である。また一般の著作権意識と権利者団体による著作権教育につき分析するものとして小島立「権利者団体による著作権教育の変遷と一般の著作権意識」を掲載予定である。

理論的な分析としては、模倣行為自体の社会的な意義の分析のためのフレームワークを扱う寺本振透「模倣の社会的意義を見極める方法を考える」、島並良によるルール・スタンダード論による著作権法規範の分析等を収録する予定である。

この『しなやかな著作権制度に向けて』および収録された論考の公表は、今後の権利制限の一般規定の導入等の立法論・解釈論の展開とともに、著作権法学と経済学・漫画文化論との共同研究等の成果としても大きな意義を有するものとなる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 48 件)

- 上野達弘、著作権法による自由、法学教室、査読無、426号、2016、pp.40-45
潮海久雄、労働関係における知的財産の帰属および報酬、人格的側面についての横断的考察、日本工業所有権法学会年報、査読無、39号、2016、pp.147-184
中山信弘、我が国著作権法の課題、金沢法学、査読無、57巻2号、2015、pp.209-234
藤本由香里、日本マンガの海外展開と印刷技術、日本印刷学会会誌、査読無、52巻6号、2015、pp8-17
田中辰雄、クリエイター側は著作権保護をどうみているか：日米国際比較、著作権研究、査読無、41号、2015、pp101-134
木下昌彦・前田健、著作権法の憲法適合的解釈に向けて ハイスコアガール事件が突き付ける課題とその克服、ジュリスト、査読無、1478号、2015、pp46-52
潮海久雄、私的複製の現代的意義 私的録音録画補償金制度からライセンスモデルへ、著作権研究、査読無、40号、2015、pp69-109
蘆立順美、私的複製の範囲と主体 - 30条1項柱書き 著作権研究、査読無、40

- 号、2015、pp37-54
金子敏哉、新法解説 著作権法の一部を改正する法律、法学教室、査読無、412号、2015、pp82-87
Hisao Shiomi、Can Non-Copyrightable Works Be Protected Under Unfair Competition Law? The “North Korea” Case、International Review of Industrial Property and Copyright Law (IIC)、査読有、45(6)、2014、pp648-657、DOI:10.1007/s40319-014-0241-8
今村哲也、我が国における著作権者不明等の場合の裁定制度の現状とその課題について、日本知財学会誌、査読有、11巻1号、2014、pp58-77
今村哲也、著作権者不明等の場合の裁定制度の在り方について、論究ジュリスト、査読無、9号、2014、pp173-178
藤本由香里、中国マンガ事情今昔『AIDE新聞』、コミックマーケットカタログ、C87、2014、pp1388-1396
金子敏哉、出版権のこれまでとこれから：研究者の立場から、ジュリスト、査読無、1463号、2014、pp49-54
上野達弘、ヨーロッパにおける著作権リフォーム 欧州著作権コードを中心に、著作権研究、査読無、39号、2014、pp39-64
上野達弘、私的録音録画保証金制度をめぐる課題と展望、ジュリスト、査読無、1463号、2014、pp29-35
横山久芳、自炊代行訴訟判決めぐって、ジュリスト、査読無、1463号
中山信弘、出版者の権利をめぐる議論の経緯と論点、NBL、査読無、999号、2013、pp27-29
横山久芳、放送番組の録画視聴サービスの適法性をめぐる日独最高裁判決の比較的検討、学習院大学法学会雑誌、査読無、49巻2号、2013、pp97-142
藤本由香里、スペイン サロン・デル・マンガ探訪記『AIDE新聞』、コミックマーケットカタログ、査読無、C85、2013、pp1372-1379
21 藤本由香里、東南アジア・マンガ紀行～ベトナム編『AIDE新聞』、コミックマーケットカタログ、査読無、C84、2013、pp1372-1379
22 今村哲也、近時のイギリスにおける著作権法改革の動向からの示唆 2011年のハーグリーヴス・レビューにおける論点を中心に、著作権研究、査読無、38巻、2013、pp180-228
23 中山信弘、著作権法の憂鬱、パテント、査読無、66巻1号、2013、pp106-118
24 藤本由香里、シンポジウム マンガと同人誌第2部 二次創作の可能性と課題(企画・司会)、マンガ研究、査読無、19号、2013、pp170-289
25 中山信弘他、座談会 改正著作権法と著

- 作権法の課題、L&T、査読無、57号、2012、pp1-24
- 26 潮海久雄、インターネットにおける著作権の個別制限規定(引用規定)の解釈論の限界と一般的制限規定(フェアユース)の導入について--Google サムネイルドイツ連邦最高裁判決を中心に、筑波法政、査読無、50巻、2011、pp11-30
- 27 今村哲也、出版者の保有すべき権利のあり方について、ジュリスト、査読無、1432号、2011、pp90-98
- ほか 21 件

〔学会発表〕(計 22 件)

今村哲也、ICT 活用教育の場面における著作物等の保護と利用に関する研究、第 13 回日本知財学会、2015 年 12 月 15 日、東京大学本郷キャンパス

上野達弘、著作権法における権利の排他性と利益分配、著作権法学会 / 日本工業所有権法学会(合同)、2015 年 6 月 7 日、一橋記念講堂

潮海久雄、シンポジウム「知的財産権の帰属」パネリスト、著作権法学会 / 日本工業所有権法学会(合同)、2015 年 6 月 6 日、一橋記念講堂

藤本由香里、Queer(ing) Multimedia Fandom within and beyond Japan(司会・ディスカッサント)、AAS(Association for Asian Studies)年次総会、2015 年 3 月 28 日、シカゴ

今村哲也、過去のコンテンツ資産の権利処理の円滑化と利用促進に関する研究、第 12 回日本知財学会、2014 年 11 月 30 日、東京理科大学葛飾キャンパス

田中辰雄、クリエイター側は著作権保護をどうみているか、著作権法学会研究大会、2014 年 4 月 19 日、一橋記念講堂

潮海久雄、私的複製と補償金制度、著作権法学会研究大会、2013 年 4 月 20 日、一橋記念講堂

蘆立順美、私的複製の範囲と主体、著作権法学会研究大会、2013 年 4 月 20 日、一橋記念講堂

上野達弘、Copyright Law in the "Cloud" Environment: Should services such as online video recorder and music locker be considered as copyright infringement?, Copyright and Digital Media - the view from Japan、2013 年 3 月 20 日、Institute of Advanced Legal Studies, University of London

小島立、The Role of Public Libraries in an Era of Digital Publishing、Copyright and Digital Media - the view from Japan、2013 年 3 月 20 日、Institute of Advanced Legal Studies, University of London

金子敏哉、Criminal Enforcement of Copyright in Japan、2013 年 3 月 20 日、

Institute of Advanced Legal Studies, University of London

上野達弘、Copyright Exceptions and Limitations-the Reform Process、Seminar-Recent Developments in Japanese Copyright Law : Exceptions and Limitations、2012 年 3 月 21 日、Center for Commercial Legal Studies, Queen Mary, University of London

小島立、Quasi-Fair Use?: The Flexible Statutory Interpretation of Existing Copyright Doctrines in Japan、Seminar-Recent Developments in Japanese Copyright Law : Exceptions and Limitations、2012 年 3 月 21 日、Center for Commercial Legal Studies, Queen Mary, University of London

金子敏哉、Copyright, Parody, and Doujinshi [manga parodies]、Seminar-Recent Developments in Japanese Copyright Law : Exceptions and Limitations、2012 年 3 月 21 日、Center for Commercial Legal Studies, Queen Mary, University of London

ほか 8 件

〔図書〕(計 16 件)

中山信弘他、信山社、しなやかな著作権制度に向けて コンテンツと著作権法の役割、2016(発行確定)、総ページ数未定

上野達弘、日本評論社、上野達弘 = 西口元編『出版をめぐる法的課題 その理論と実務』(うち「出版と著作権制度」、2015、472 頁(うち担当部分 1-13 頁))

横山久芳、日本評論社、上野達弘 = 西口元編『出版をめぐる法的課題 その理論と実務』(うち「契約の種類」、2015、472 頁(うち担当部分 34-49 頁))

横山久芳、発明推進協会、設楽隆一他編『現代知的財産法 実務と課題』(うち「共同著作の成立要件」、2015、1087 頁(うち担当部分 563-588 頁))

中山信弘、KADOKAWA、長尾真(監修)『デジタル時代の知識創造』(うち「インターネット時代の著作権制度」、2015、318 頁(うち担当部分 39-63 頁))

中山信弘、有斐閣、著作権法第 2 版、2014、689 頁

中山信弘、商事法務、伊藤真他編『経済社会と法の役割』(うち「著作権法の課題 フェアユースを中心として」、2013、1350 頁(うち担当部分 1269-1294 頁))

中山信弘、日本評論社、高林龍他編『知的財産法の理論的探究(現代知的財産法講座 1)』(うち「著作権の権利制限」、2012、462 頁(うち担当部分 273-295 頁))

潮海久雄、日本評論社、高林龍他編『知的財産法の理論的探究(現代知的財産法講座 1)』(うち「職務著作制度およびそ

の準拠法の新たな展開」)、2012、462 頁
(うち担当部分 231-249 頁)
横山久芳、日本評論社、高林龍他編『知的財産報の国際的交錯 (現代知的財産法講座 3)』(うち「ドイツ著作権法における『関節侵害』の規律のあり方」)、2012、592 頁(うち担当部分 135-206 頁)

ほか 6 件

〔その他〕

本科研費により開催されたシンポジウムの議事録・資料は、明治大学知的財産法政策研究所のホームページに掲載している。

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ip/index.html>

研究分担者である白田による研究成果として、知的財産権制度の経済分析について

<http://orion.mt.tama.hosei.ac.jp/idea/i/rageagainst.htm>

同人創作(二次創作)と侵害について

<http://www.nicovideo.jp/watch/sm16573893>

がある。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中山 信弘 (NAKAYAMA, Nobuhiro)
明治大学研究・知財戦略機構特任教授
研究者番号：4 0 0 0 9 8 1 6

(2) 研究分担者

田中 辰雄 (TANAKA, TATSUO)
慶應義塾大経済学部准教授
研究者番号：7 0 2 3 6 6 0 2

藤本 由香里 (FUJIMOTO, Yukari)
明治大学国際日本学部教授
研究者番号：5 0 5 1 5 9 3 9

白田 秀彰 (SHIRATA, Hideaki)
法政大学社会学部准教授
研究者番号：5 0 3 1 8 5 9 9

大野 幸夫 (OHNO, Yukio)
明治大学法学部教授
研究者番号：2 0 2 8 2 9 6 5

今村 哲也 (IMAMURA, Tetsuya)
明治大学情報コミュニケーション学部准教授
研究者番号：7 0 3 9 8 9 3 1

金子 敏哉 (KANEKO, Toshiya)
明治大学法学部准教授
研究者番号：2 0 5 4 8 2 5 0

蘆立 順美 (ASHIDATE, Masami)
東北大学大学院法学研究科教授

研究者番号：6 0 2 8 2 0 9 2

潮海 久雄 (SHIOMI, Hisao)
筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
研究者番号：8 0 3 0 4 5 6 7

横山 久芳 (YOKOYAMA, Hisayoshi)
学習院大学法学部教授
研究者番号：3 0 3 1 3 0 5 0

前田 健 (MAEDA, Takeshi)
神戸大学大学院法学研究科准教授
研究者番号：8 0 4 5 6 0 9 5
(平成 25 年度より連携研究者)

上野 達弘 (UENO, Tatsuhiro)
早稲田大学法学学術院教授
研究者番号：8 0 3 3 8 5 7 4
(平成 25 年度より研究分担者)

(3) 連携研究者

島並 良 (SHIMANAMI, Ryo)
神戸大学大学院法学研究科教授
研究者番号：2 0 2 8 2 5 3 5

寺本 振透 (TERAMOTO, Shinto)
九州大学大学院法学研究院教授
研究者番号：6 0 4 3 6 5 0 8

小島 立 (KOJIMA, Ryu)
九州大学大学院法学研究院准教授
研究者番号：0 0 3 2 3 6 2 6

(4) 研究協力者

福井 健策 (FUKUI, Kensaku)
野口 裕子 (NOGUCHI, Yuko)
三村 量一 (MIMURA, Ryoichi)
桶田 大介 (OKEDA, Daisuke)